

23年度から、大学「入学者数」等の 教育情報の公表を“義務化”！

学生の修得すべき知識・能力の公表は、
“努力義務”に！

旺文社 教育情報センター 22年6月

大学等は、その教育研究活動等の状況を積極的に公表することが法令で規定されている。公的な教育機関である大学等にとって、教育情報の公表は社会への説明責任であり、教育の向上と質の保証につながる。

しかし、一部の大学等では情報公開の観念が希薄で、公表内容や方法も十分でないことなどから適切な情報が得られないといった状況もみられる。

文科省はこの程、こうした状況を踏まえて関連法令を整理し、全ての大学等に入学者数や卒業者数、就職者数等の情報を23年度からインターネット等で公表することを義務づけるとともに、学生の修得すべき知識・能力の情報も積極的に公表すべきであるとしている。

<大学の「教育情報」公表の現状と課題>

○ 現 状

1. 法令による規定等

大学の教育情報の公表は現在、「学校教育法」第113条(教育研究活動の公表)と「大学設置基準」第2条(情報の積極的な提供)により、包括的に規定されている。(下記参照)

◇ 学校教育法 ◇

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

◇ 大学設置基準 ◇

第2条 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて、積極的に情報を提供するものとする。

(*注. 今回の法令改正で、当条文の趣旨は「学校教育法施行規則」に移され、削除。)

こうした教育情報の公表について、文科省と中教審(『我が国の高等教育の将来像』答申。以下、『将来像答申』: 17年1月)では、それぞれ次のような通知や提言を行っている。

◇ 文科省通知(積極的な情報提供の事項例: 17年) ◇

- 大学の設置趣旨・特色／●開設科目のシラバス等の教育内容・方法／●教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報／●評価結果等に関する情報／●学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報

◇ 中教審提言(大学として公表が求められる情報内容: 17年『将来像答申』) ◇

- 大学自らが選択する機能や果たすべき社会的使命／●社会に対する「約束」ともいえる設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書／●学則／●自己点検・評価の結果等の基本的な情報

前記のほか、大学の教育力向上と質保証の観点などから、大学における教育情報の公表に関しては現在、法令上、次のような規定が設けられている。

① 人材養成目的、その他の教育研究上の目的の公表（「大学設置基準」第2条の2）

大学が「学位」を付与するための教育課程（学位プログラム）を実施する機関として、その人材養成目的を明確にし、その内容を公表することを制度化（法令に規定。大学院では19年度、大学全体としては20年度に施行。下記参照）。

◇ 大学設置基準 ◇

（教育研究上の目的の公表等）

第2条の2 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。

（*注. 今回の法令改正で、当条文の一部文言等を改正。）

また、文科省は次のような施行通知(19年)を出している。

◇ 文科省の施行通知(19年) ◇

目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。

（*注. ここでの「目的」は、「大学設置基準」第2条の2に規定する「目的」。）

② 授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準の学生に対する明示

（「大学設置基準」第25条の2）

大学が、学生に対し、授業の方法・内容、年間授業計画、成績評価基準、卒業認定基準をあらかじめ明示することを義務化（法令に規定。大学院では19年度、大学全体としては20年度に施行。下記参照）。

◇ 大学設置基準 ◇

（成績評価基準等の明示等）

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

上記の項目は、社会全体への公表ではなく、大学教育の対象となる学生に対して明示するものとして、次のような文科省の施行通知(19年)で定められている。

◇ 文科省の施行通知(19年) ◇

学修の成果に係る評価等の基準については、各大学が作成するいわゆるシラバスに記載するなど、学生に対して明確に提示するよう留意すること。

③ 自己点検・評価の結果の公表

(「学校教育法」第109条第1項／「学校教育法施行規則」第166条)

「自己点検・評価」は、平成3(1991)年の「大学設置基準」の大綱化・簡素化に伴う制度化(“努力義務”)以降、順次定着していき、11(1999)年には“義務化”された。現在、「学校教育法」等で規定されている。(下記参照)

◇ 学校教育法 ◇

(自己点検・評価及び認証評価制度)

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(※注. 第2項以下は「認証評価」に関する規定で、ここでは省略)

◇ 学校教育法施行規則 ◇

第166条 大学は、学校教育法第109条第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

ところで、旧大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について～競争的環境の中で個性が輝く大学～』(平成10年10月)は、大学の「自己点検・評価」について“点検あって評価なし”といった厳しい指摘があったといたうえで、評価の方法や結果の公表に当たっての工夫を次のように提言している。

◇ 大学審答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』(10年10月) ◇

(多元的な評価システムの確立：「自己点検・評価の充実」より一部抜粋)

○ 各大学においては、実際に評価を行う際に、国公私立の別や専門分野の別、新設、既設の別等の実情に応じ、教員組織、施設・設備、管理運営・財政、自己評価体制、国際交流や社会との連携等、各大学等の判断により適切な項目が設定されることが望ましい。

もちろん、自己点検・評価は、不断に行われるべきであるが、教育研究活動に関する総括的な点検・評価の実施は、学問の進展や社会の変化に対応しつつ、充実した内容とするため、少なくとも4年に1回は実施することが適当である。

また、自己点検・評価の実施組織の単位については、「全学」及び専門分野での教育研究上の基本的な組織である「学部」(必要に応じて大学院研究科)を単位とすることが適当である。

○ 自己点検・評価の結果の公表については、分厚い報告書を作成しても、学内の関係者以外には読まれていないとの厳しい指摘もある。各大学が教育研究活動の改善に取り組んでいる状況を学生や国民に対して分かりやすく示すために、自己点検・評価報告書の概要を要約した資料を作成して広く提供するなど、工夫することが望ましい。

以上のような規定のほか、国立大学法人と公立大学法人には、それぞれの法令で中期計画や年度計画などの公表、財務諸表、事業報告書等の一般への閲覧が規定されており、私立大(学校法人)についても、財産目録、収支計算書、事業報告書等を利害関係者の閲覧に供することが「私立学校法」で規定されている。

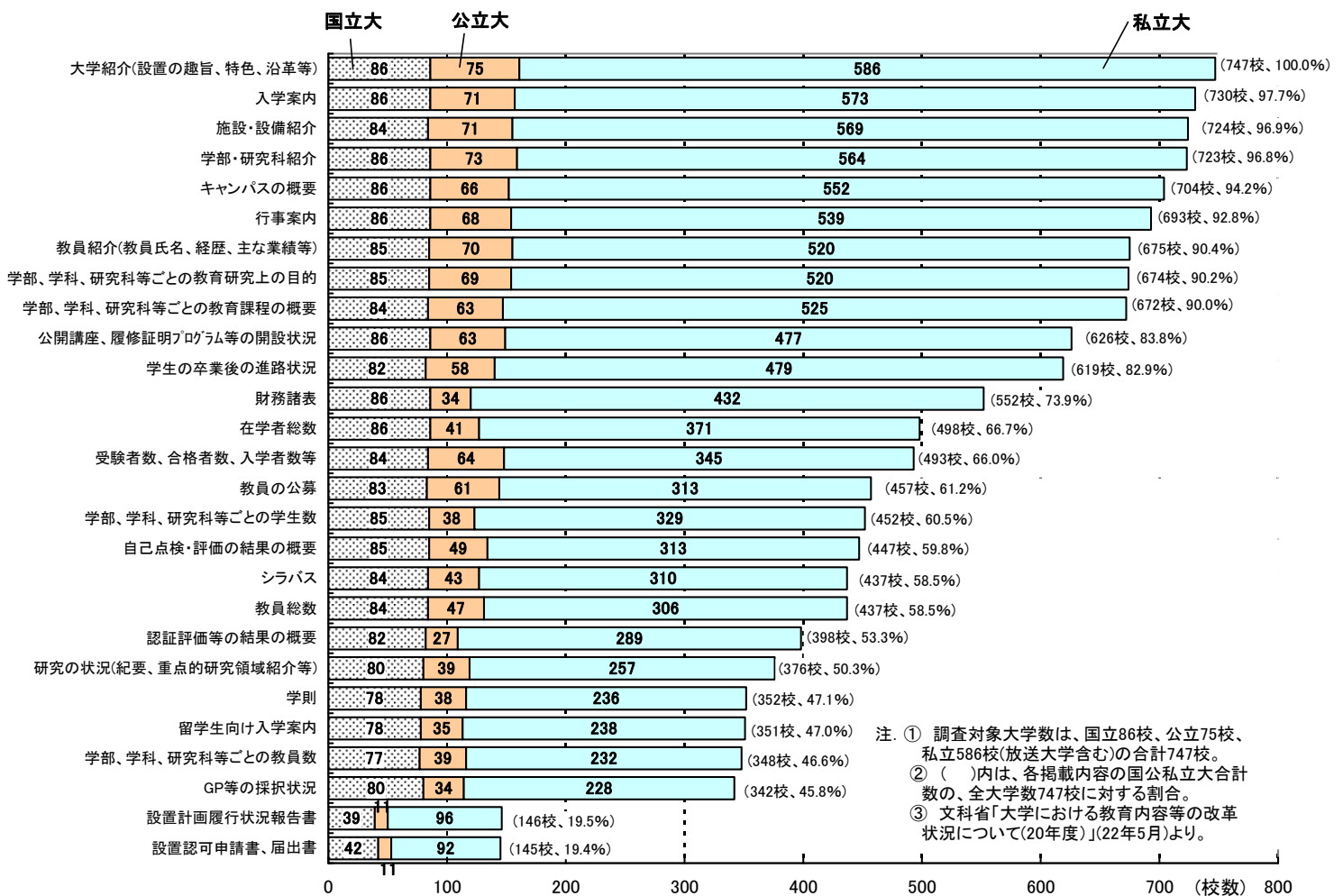
2. 公表の実態

大学情報の公表の取組は、「ホームページの開設」が最も多く、20年度の開設率は国・公・私立大(放送大学含む)においてそれぞれ100%である。

ホームページの具体的な掲載内容としては、「大学紹介」が100%(20年度国公立大合計に対する割合。以下、同)／「入学案内」97.7%／「施設・設備紹介」96.9%／「学部・研究科紹介」96.8%／「キャンパスの概要」94.2%など、概して大学のPRに関する情報発信は高い公表率を示している。

一方、「学部、学科、研究科等ごとの教育研究上の目的」90.2%、及び「学部、学科、研究科等ごとの教育課程の概要」90.0%はともに比較的高い公表率を示しているものの、「学生の卒業後の進路状況」82.9%／「財務諸表」73.9%／「受験者数・合格者数・入学者数等」66.0%／「学部、学科、研究科等ごとの学生数」60.5%／「自己点検・評価の結果の概要」59.8%／「シラバス」58.5%／「認証評価等の結果の概要」53.3%など、大学の質保証に関わる公表率は低調である。(図1参照)

●教育情報等に関する20年度大学「ホームページ」の主な掲載内容 (図1)



○ 課 題

不十分な教育情報公表の背景

大学の教育情報の公表についてはこれまでみてきたように、関係法令による規定や文科省通知、中教審等の提言などにに基づき、多くの大学では情報の公表に積極的に取り組んできたといえる。

しかし、前述したように、教育の質保証に関わるような情報の公表は未だ十分とはいええず、公表内容の扱いや公表項目、公表率などかなりの差異もみられ、教育情報の公表が適切、かつ十分に行われているとはいえない状況にある。

これらの背景としては、自校の情報を外部に公表し、外部からの適切な評価や支援によって教育の向上や質保証を図っていこうとする考え方が不足している／教育情報の公表に関しては学校教育制度の根幹を定める「学校教育法」で基本的に規定されているものの、その施行法や内容等は「大学設置基準」や文科省通知等に散在し、一覧性に欠けている／具体的な公表項目や内容などは各大学(学部)に委ねられている、などが挙げられる。

<教育情報の公表の在り方についての中教審の審議>

中教審の大学分科会では現在、20年9月に諮問された『中長期的な大学教育の在り方について』(21年6月「第1次報告」、8月「第2次報告」、22年1月「第3次報告」)を踏まえ、教育研究に関する「教学」分野、及び財務・経営に関する「経営」分野のそれぞれの情報公開の在り方、促進策等について審議している。

○ 中教審からの提起

中教審大学分科会の質保証システム部会では、大学の質保証を確保する観点から教育情報の公表の在り方について、①公的な教育機関として、学生、保護者、社会に公表が求められる情報(法令による“義務化”)／②教育力の向上の観点から公表が求められる情報(法令による“努力義務”)／③国際的な大学評価活動の展開や我が国の大学情報の海外発信の観点から公表が考えられる情報、に分けてこれまでの審議を次のように整理した。

- ①：社会への説明責任を果たすべき情報で、公表項目としては、学部・学科・課程等の名称／教員組織や教員数・教員の経歴等／入学者数・収容定員数・在学者数・卒業者数・卒業後の進路等／学生納付金の概要／学生支援・奨学金等の概要、などを挙げ、その取組が適切であるかどうかは第三者評価機関の「認証評価」を通じて確実に確認する。
- ②：教育課程を通じて、学生が修得すべき知識・能力の体系を明らかにする取組／各種評価結果を踏まえた教育改善、教職員の職能開発といった教育研究水準の向上のための取組、などの情報を積極的に公表する。
- ③：グローバル化が進展する中で、教育研究への取組を国際的に示すことを通じて、大学教育の国際競争力の向上を図る観点から、教育活動の規模と内容／教育の国際連携の状況／大学としての戦略／留学生への対応、などの情報を英語を含む外国語で発信することを想定。なお、このカテゴリについては現在、中教審の国際的な大学評価活動に関するワーキンググループで審議を重ねている。

<「学校教育法施行規則」等の一部改正>

○ 法令改正の趣旨

文科省は前述した中教審の審議や教育情報の公表状況等を踏まえ、教育情報の公表を通じて大学等の質保証が一層図られるよう、今回は前記①と②を中心に関係法令を整備した。

同省は、大学の社会に対する説明責任といった観点から、公表すべき必要な教育情報(義務化)、及び教育の質を向上させる観点から、学位を与える課程(プログラム)に関する教育情報の積極的な公表(努力義務)について、それぞれ法令上明確にした。

具体的には、次に示すような「学校教育法施行規則」の一部改正を行い、これに伴い「大学設置基準」等の関連する規定を整理するとともに、大学等の取組が認証評価を通じて確認されるよう認証評価の基準に係る細目を改正した。(改正の公布：22年6月15日)

○ 改正の概要

大学の社会への説明責任を果たすという観点から、大学における教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとし(「学校教育法施行規則」第172条の2を新設)、情報の公表は、広く周知を図ることができる方法によって行うものとしている(同条第3項)。

また、学位プログラムに関する情報の積極的な公表については、“努力義務”として定めている(同条第2項)。

大学の教育情報の公表について、今回の「学校教育法施行規則」一部改正は、次のように整理された。

◇ 学校教育法施行規則 ◇

第172条の2

大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 1 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 2 教育研究上の基本組織に関すること
 - 3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 8 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

上記の「学校教育法施行規則」一部改正の施行は、23年4月1日。また、これらの規定は大学院、短大についても適用され、高等専門学校にも準用される。

なお、文科省は当法令について、次のような留意点を示している。

○ 「学校教育法施行規則」一部改正の留意点

<第172条の2第1項関係>

- ①（第1号関係）：「大学設置基準」第2条の2(今回の省令による改正前)等に規定されているものであること。その際、大学であれば学部、学科又は課程等ごとに、大学院であれば研究科又は専攻ごとに、短期大学であれば学科又は専攻課程ごとに、それぞれ定めた目的を公表することや、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意すること。
- ②（第2号関係）：大学であれば学部、学科又は課程等の、大学院であれば研究科又は専攻等の、短期大学であれば学科又は専攻課程等の名称を明らかにすることに留意すること。
- ③（第3号関係）：教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うための組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。
教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。
各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。
- ④（第4号関係）：入学者受入方針及び入学者数、収容定員及び在学する学生数、卒業者数又は修了者数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況に関する情報は、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。
就職状況については、働き方が多様となっている状況を踏まえた公表を、各大学の判断で行うことも考えられること。編入学を実施している場合には、「大学設置基準」第18条第1項の規定を踏まえつつ、編入学定員や実際の編入学者数を明らかにすることに留意すること。
- ⑤（第5号関係）：「大学設置基準」第25条の2第1項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、教育課程の体系性を明らかにする観点に留意すること。年間の授業計画については、シラバスや年間授業計画の概要を活用することが考えられること。
- ⑥（第6号関係）：「大学設置基準」第25条の2第2項等において、学生に明示することとされているものであること。その際、必修科目、選択科目及び自由科目の別の必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにすることに留意すること。
- ⑦（第7号関係）：学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑧（第8号関係）：寄宿舎や学生寮等の宿舎に関する費用、教材購入費、施設利用料等の費用に関することをできるだけ明らかにすることに留意すること。
- ⑨（第9号関係）：留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにすることに留意すること。

<第172条の2第2項関係>

大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。

<教育情報の実質化に向けた情報項目と内容>

これまで、公表すべき教育情報の項目等については、そのほとんどが文科省通知によって、いわば“ガイドライン”として例示され、情報公開の項目選定や内容、方法などは各

大学(学部)に委ねられていた。今回の法令改正で「学校教育法施行規則」に具体的な情報項目を“公表義務”として規定し、公表の一覧性を高めたことは、適切な情報公開が促進されるものと期待される。

しかし、今回規定された情報項目は“ミニマム・リクワイアメント”であり、今後、大学(学部)の一層の情報公開への取組が求められる。

例えば、「入学者に関する受入方針」等について、現在でも多くの大学(学部)が『学生募集要項』等に記載しているが、概して全般的な趣旨に終始し、抽象的な内容が目につく。また、受入方針と深く関わる入学者選抜方法についても、一般入試、センター試験利用入試(私立大・短大)、推薦入試、AO入試等について、それぞれの入試に係る大学(学部)側の考え方、狙い等が示されていない場合が多い。

さらに、「入学者数」や「収容定員数」については、公表項目として挙げられているが、公表内容は大学(学部)側に任せられ、学校基本調査の記載に準じることになる。入学志望者側(受験生)等からみれば、“入学者数の内訳”、つまり、一般入試、推薦入試、AO入試、専門高校・総合学科卒業生入試、帰国子女入試、社会人入試等の入試(募集)形態別の入学者数(割合)や外国人(留学生等)入学状況などは、志望校選択の際の重要な情報の一つである。“収容定員数”についても、大学又は学部(学科)全体の収容定員数だけでなく、学部(学科)ごとの“入学定員数”(1年次の収容定員数)などの公表も望まれる。

<2つのキーワードと、これからの大学像>

現在進められている大学改革を大きくみると、“機能別分化”と“学位プログラム”の2つのキーワードが浮んでくる。

「機能別分化」については、中教審の『将来像答申』(17年1月)の提言以降、様々な制度的・財政的な政策が展開されており、大学側にも浸透しだしている。

一方、「学位プログラム」は前述した中教審の『中長期的な大学教育の在り方について』(20年9月諮問)において、社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度及びその教育の再構成などに視点を当て、現在、様々な角度から検討、議論されている。

この2つのキーワードに基づく大学教育の質の向上についての取組が、今回の法令改正で「学校教育法施行規則」(第172条の2第2項)に努力義務とはいえ規定されたことは、今後の大学の在り方として注目される。大学に対しては、自校のもつ個性・特色に応じて機能的に分化(機能別分化)し、それに基づく教育課程を通じて修得すべき(できる)知識・能力の体系(学位プログラム)に係る取組を積極的に公表していくが期待される。

大学像をこれまでのような“入試難易度”だけによる単一の「評価尺度」(評価軸)で捉えるのではなく、多元的な評価軸(機能性や地域性、大学規模など)を用いて、「入学者受入方針」(入口：アドミッション・ポリシー)、「教育課程の編成・実施」(中身：カリキュラム・ポリシー)、「学業評価・学位授与」(出口：ディプロマ・ポリシー)といった一連のポリシーを体系化した「学位プログラム」に着目した大学像として捉えることが大事だ。